

安田女子大学紀要 38, 65-73 2010.

[資料紹介] アメリカ合衆国教育省公民権局『学校における
セクハラ・ガイダンス改訂版』(2001年)(2・完)

辻 秀 典

An Introduction to the U. S. Government's (Department of Education Office for
Civil Rights) Document on Revised Sexual Harassment Guidance:
Harassment of Students by School Employees,
Other Students or Third Parties (Part 2)

Hidenori TSUJI

[目次]

前文	
I. 序	
II. セクシュアル・ハラスメント	
III. 公民権法第9編の適用範囲	
IV. 公民権法第9編により学校が負う義務	
V. 学校の有責性の判断	(以上, 前号)
VI. 公民権局(OCR)によるセクハラ事件の解決	(以下, 本号)
VII. 学校など連邦補助金受給機関の対応	
A. 学生またはその親によるセクハラ通報に対する対応, 責任ある立場の学校被用者がセクハラ ハを直接に目撃した場合の対応	
B. 秘密の保持	
C. セクハラを他の仕方で行ったときの対応	
VIII. セクハラ防止	
IX. 迅速かつ衡平な苦情処理手続	
X. セクハラ加害者として申し立てられた者の適正手続上の権利	
XI. 憲法修正第1条(言論の自由)とセクハラの関係	

VI. 公民権局(OCR)によるセクハラ事件の解決

公民権局(Office for Civil Rights: アメリカ合衆国教育省公民権局。以下において「OCR」と略す。)が学生に対するセクハラ(学校の被用者, 他の学生, または第三者によるもの)の調査や解決を求められた場合, OCRは当該学校に関し次のことを検討する。(1) 学校が公民権法第9編に基づく性差別禁止の方針を公表し, 効果的な苦情処理手続を有しているかどうか。(2) 学校がセクハラの手立てを適切に調査し, 対応しているかどうか。(3) 学校がセクハラに対して迅速かつ効果的な是正措置をとっているかどうか。この是正措置には, セクハラを停止し, 再発を防止し, 適切な場合にはその影響を除去する効果的な行為が含まれる。

(適切な調査および是正措置に関係する問題は、「Ⅶ. 学校など連邦補助金受給機関の対応」の項で詳しく論じる)。

学校がこれらの措置をとっているか、またはとることに同意すれば、OCRは、事件は解決されたとみなし、また、学校とOCRの間で協定が交わされることになれば、協定の遵守状況を監視する以外には、行動することはない。このことは、学校が公民権法第9編に違反しているとはもはやいえなくなった場合(たとえば、学生同士のセクハラで、学校がセクハラを停止し、再発を防止するために迅速に相当な措置をとった場合など)にも、学校が公民権法第9編になお違反している場合(たとえば、教員が業務遂行の過程でセクハラをした場合など)にもあてはまる。なぜなら、OCRが違反を認定した場合でも、公民権法第9編はOCRに対して学校から任意的な法令遵守を取り付けるよう求めているからである。したがって、OCRが公式に違反認定をする前に、学校には相当な是正措置をとる機会が与えられるので、違反があったということだけで、連邦政府からの補助を失う危険はないことになる。

Ⅶ. 学校など連邦補助金受給機関(recipient)の対応

学校は、学生に対するセクハラ(加害者が誰かは問わない)があったと考えられるときは、まず、何があったかを調査のうえ判断し、ついで(セクハラがあった場合は)セクハラを停止させ、敵対的環境が発生している場合にはこれを解消し、再発を防止するための迅速かつ効果的な措置をとらねばならない。これらの措置は、セクハラ被害を受けた学生からの苦情申立ての有無や、学生が学校に対して対応措置を求めているかどうかに関係なく、学校が果たすべき責任である。次項で述べるように、事件によっては、セクハラが与えた影響を除去するための措置をとる責任が課されることもある。セクハラの通報などに対する対応として何が相当であるかは、状況によって異なる。

A. 学生またはその親によるセクハラ通報に対する対応、責任ある立場の学校被用者がセクハラを直接に目撃した場合の対応

学生または小中学校の生徒の親がセクハラを通報してきたり、苦情を申し立ててきた場合、学校は、セクハラに対して学生または親がどのような措置をとることを求めているのかについて、まずは話し合うべきである。学校は公式・非公式の対応方法を説明しなければならない。この説明には、セクハラ苦情申立の際に利用できる苦情処理手続、その仕組みの説明が含まれていることを要する。責任ある立場にある学校被用者が直接にセクハラを目撃した場合には、学校はセクハラを受けた学生(学生の年齢によるが、ケースによってはその親)と連絡をとり、学校にはセクハラを是正する責任があることを説明し、上記と同一の情報を提供しなければならない。

被害学生またはその親が公式に苦情を申し立てていると否とにかかわらず、また、学校に対して措置を講じることを求めていると否とにかかわらず、学校は何があったかを判断するために迅速に調査し、問題解決のために適切な措置をとらなければならない(責任ある立場の被用者がセクハラを目撃した場合も同様である)。調査の具体的なありようは、苦情の性質、情報源、関係学生の年齢、学校の規模および管理構造、その他の事情によって異なる。しかし、共通していえることは、調査は迅速で、徹底したものであり、かつまた、中立的でなければならないということである。(被害学生が秘密を求めたり、いかなる措置もとらないで欲しいと言った場合の対応、

他の情報源によりセクハラを知った場合の対応、苦情処理手続が迅速で衡平なものであるための条件については以下に述べる。)

苦情の調査中に暫定措置をとることが適切な場合もあろう。たとえば、学生が他の学生によってセクハラを受けていると言ってきた場合、調査結果を待たず、直ちに、クラスを変えたり、別の寮に移すなどの措置をとるのがよからう。同様に、加害者が教員である場合にも、他の授業クラスに移すのが適切なこともある。犯罪行為が含まれているおそれがある場合には、しかるべき警察機関に通知すべきかどうかについて学校は判断すべきである。なお、以上すべての場合に、学校は、関係者全員－苦情申立者、証人、加害者とされている者－について、調査に最低限必要な場合を除いて、その氏名がもれないよう、最大限の努力を尽くすべきことは当然である。

セクハラがあったと学校が判断した場合には、適切で、時宜にあい、関係学生の年齢に応じた、効果的なのは正措置をとらねばならない。セクハラは多様であり、中には特殊なケースもあろう。このときは、ケースに応じた特別の措置をとらなければならない。次に、セクハラを停止させるために適切な措置をとることが必要である。たとえば、セクハラの深刻さや過去のセクハラ経験、またはその双方に基づいて、学校は、加害者にカウンセリングの機会を提供したり、警告したり、または懲戒する必要がある。最初にとった措置がセクハラ停止の効果をあげなかった場合には、更に強力な措置をとることを要する。たとえば、居住場所(寮など)の変更や、被害学生への接近禁止を命じることなどによって、両学生の分離を更にすすめることが必要となるケースもあろう。この種の状況に応じた手段は、被害学生の負荷をできる限り減じることを企図するものである。加害者が学生や被用者でない場合、学校のとった対応策が適切かどうかの判断にあたっては、学校が加害者に対してどの程度、管理統制能力を有しているかということもOCRは考慮するであろう。

生じた敵対的環境を解消するための措置もとる必要がある。たとえば、女子学生が授業で他の学生たちによってセクハラを受けている場合には、教育環境を修復するために、当該授業受講者に対して特別の教育や訓練をする必要がある。敵対的環境が生じている授業には出なくともよいと学校が認めた場合、学校は、その学生が受講計画を変更することを援助し、変更によって学業が不利にならないようしなければならぬ。適当な場合には、加害者に謝罪を指示することもあろう。敵対的環境が学校やキャンパス全体に及んでいる場合には、学校はセクハラを許さないこと、および学生からのセクハラの情報には真摯に対応することを明確に伝えるために、新たな方針の宣明その他の措置をとるべきである。

また、セクハラの影響が残っている場合には、これを除去する措置をとる必要がある。たとえば、学生が教員の情交要求に応じなかったために、低い成績評価を受けた場合、可能なら、学生の成績を独自に見直し、誤っていたときは変更すること、授業(別の教員による)を受け直す措置をとること、個人指導をすること、授業料を加減すること、(学生が受けた)専門的カウンセリングの費用を弁償すること等々、状況に応じた措置をとることが必要となろう。他の例としては、セクハラ通報への学校の対応が遅れたり、対応が不適切であったりした場合がある。このようなケースでは、学校の対応が遅れたり、不適切であったために生じたと考えられるセクハラの影響を除去する措置をとらなければならないであろう。

最後に、学校はセクハラの新発を防止し、苦情を申し立てた学生(またはセクハラの実害者)、学生に代わって苦情を申し立てた個人、または証人として情報を提供した個人に対する報復を防止するための措置をとる必要がある。この措置には、少なくとも、その後の状況などを学校に通

報する方法を被害学生やその親に周知しておくこと、新たな問題が生じたり、報復がなされていないかなどを追跡調査をすることが含まれるべきである。再発を防止するためには、加害者にカウンセリングの機会を提供して、セクハラとは何か、セクハラが何をもたらすかについて理解させることが必要である。加えて、セクハラの影響の広がりおよび先例があったかどうかによるが、学生、親および教員がセクハラについて認識を深め、その対応方法を知ることができるように、学校全体で特別の研修を行うことが必要であろう。

B. 秘密の保持

学校の対応が適切なものとなるかどうかは、セクハラを通報してきた学生や低学年の学生の親が、学生の名前を加害者にあかささないでくれとか、何もしないでくれと求めてきたかどうかにもかかってくる。共通していえることは、学校は秘密保持を原則としていることを説明し、何よりも苦情申立者に配慮すべきである。しかし、同時に、学校は学生（または親）に対して、秘密を要求すれば学校の対応能力が制限されることも告げるべきである。また、学生（または親）に対して、公民権法第9編は報復を禁止していること、被害学生が報復をおそれている場合には、学校は報復を防止するために措置をとり、報復があれば強硬な手段をとることも、告げるべきであろう。それでも、学生（または親）が名前をあかささないことを引き続き要求している場合には、そのことがセクハラへの効果的な対応や他の学生に対するセクハラの防止を妨げない限り、学校は学生の要求に反しない仕方調査および対応をすすめるべきである。

OCRは、公立学校の学生および被用者の有する、連邦憲法上の適正手続に関する権利に反しない仕方公民権法第9編を執行している。すなわち、たとえば、被害学生が一人で、名前をあかささないよう求めており、他方、加害者が被害学生の名前があかさされない限り、セクハラの影響の苦情処理には応じないとの態度をとっているケースでは、OCRは、学校の対応が適切であるかどうかを判断するにあたって、加害者に対する懲戒がなされていないことを考慮することはないであろう。

同時に、学校は、秘密保持の要求の問題を考えるにあたり、安全で差別のない環境をすべての学生に対して保障するという自らに課された責任を考慮しなければならない。この点に関しては、セクハラの影響の深刻さ、被害学生の年齢、加害者に対して他にセクハラの影響や通報があるかどうかということ、制裁を伴う公式の苦情処理手続が始まる場合には、告発者および告発内容についての情報を得る加害者の権利を考慮することになる。

同様に、学校は、告発された被用者または学生の秘密保持の利益にも留意すべきである。セクハラの影響の告発がおおやけにされると、最終的にはその告発が虚偽のものであったと認定されても、被告発者の社会的評価に修復しがたい損害が生じる。この点に関しても、すべての学生に対して安全な環境を保障するという責任に照らして、前段で記した事柄を考慮して判断する必要がある。

名前をあかささないでほしいとの被害学生の要求により、調査に支障がでることは避けられないが、他に方法がまったくないわけではない。加害者に対する公式の手続をとらず、または苦情を申し立てた者の名前をあかさずに、セクハラの影響を減少させ、再発を防止する措置がある。たとえば、セクハラが発生したとされる学校現場でセクハラ防止の研修を行うこと、セクハラに関して学生を対象とする調査を行うこと、セクハラが発生したとされる学校現場で広く構成員全体を対象とするその他の方法を講じることである。

加えて、学校は、できる範囲で苦情を調査することにより、同一加害者によってセクハラを受

けた他の学生の主張に基づいて、セクハラのパターンを知ったり、場合によれば確定できるかも知れない。セクハラを以前に受けた学生で、今では表に出て名前を出してもよいという者の通報があり、これにより更なる是正措置が可能となる場合もあろう。複数の学生にかかわるケースでは(たとえば、教員が学生全員に対して自身の私生活について明らかに性的な発言を繰り返すなど)、学校にそのことを告げた学生の名前については間接的にも明らかにすることなく、当該教員はセクハラの告発を受けたとされ、適切な助言を受けることになる。

C. セクハラを他の仕方で知ったときの対応

上記のA項およびB項は、被害学生やその親から苦情申立がなされた場合、および責任ある立場にある学校被用者がセクハラを目撃した場合について扱うものであった。学校が、他の仕方、たとえば、第三者から情報を受け取った場合(セクハラを目撃情報、匿名の手紙や電話など)には、学校の対応を左右する別の要因がある。すなわち、情報源および情報の性質、セクハラ深刻さ、情報の具体性、情報源の客観性および信用性、セクハラ被害者が特定できるかどうかということ、被害者が問題を追及して欲しいと願っているかどうかということなどである。これら諸要因に基づいて、調査が相当であり、かつ調査の結果、通報が裏付けられた場合には、これまで述べてきた暫定措置や適切な対応策を講じることが必要となる。

たとえば、学校を訪れた親が複数の女子学生が一人の学生によって繰り返しセクハラを受けているのを目撃し、学校職員に通報した場合、学校は、これらの女子学生と話しをして、そのような行為があったかどうか、行為を歓迎されざるものとみていたかどうかを確かめることができる。そして、敵対的環境が生じていると学校が判断した場合には、問題解決のために、相当な、学生の年齢に応じた措置をとるのがよからう。他方、これら女子学生が名前をあかすことを望まなかったり、問題の追求を望まなかったりした場合は、秘密保持に関して前項で述べたことがあてはまる。

これとは対照的な例として、ある教授が授業中に日常的に学生に対してセクハラをしている旨の匿名の手紙が大規模な大学の学生新聞に掲載され、しかし、その手紙からは教授を特定することも、どの部局で発生しているかも知れないといったケースをあげることができる。情報源が匿名であり、情報に具体性が欠けていることから、学校が調査をし、告発を確認することはできないといつてよいであろう。しかし、この場合でも、学生新聞に対して手紙などを送り、学校はセクハラを禁じていること、セクハラを受けたと信じている者に出頭するよう勧めること、苦情処理手続について説明することは可能である。

VIII. セクハラ防止

セクハラを明確に禁止する方針をもち、方針違反に対しては専らセクハラを対象とする苦情処理手続により対応することとすれば、すべての学生や被用者がセクハラとは何かをはっきりと理解し、また、学校はセクハラを決して許さないことが明らかになる。実際、これにより、性的性質を有する行為は直ちに学校の注意するところとなり、敵対的環境を生み出すに十分に深刻なものとなる前に、学校が対応することが可能となる。加えて、管理者、教員およびスタッフに対して研修を行い、学生に対してその年齢に応じた情報提供を教室ですれば、いかなる種類の行為がセクハラとなるのか理解し、その対応方法を知る上で助けとなる。

IX. 迅速かつ衡平な苦情処理手続

学校は、公民権法第9編により、性差別を禁止する方針を採用・公表し、性差別に対する苦情を迅速かつ衡平に解決するための苦情処理手続を設けることを求められている。したがって、セクハラが現に発生しているか否かに関係なく、こうした方針および手続を備えていない学校は公民権法第9編に違反していることとなる。

学校における性差別に関する苦情処理手続は、学校の教育プログラムおよび活動において学生が学校被用者、他の学生または第三者から受けた性差別に関する苦情を扱うものでなければならない。公民権法第9編は、セクハラを明示して禁止することも、専らセクハラを対象とする苦情処理手続を設けることも要求していない。しかし、学校の性差別禁止方針および苦情処理手続は、セクハラを防止し、これに対応する効果的な手段となっていなければならない。すなわち、セクハラに対応する方針や手続が欠けているために、学生がどのような種類の行為がセクハラとなるのか知らず、あるいはセクハラが性差別として禁止されていることを知らなかったりした場合には、当該学校の性差別に関する一般の方針や苦情処理手続は効果的なものとみなされないであろう。

OCRは、学校の苦情処理手続が迅速かつ衡平なものかどうかを判断する要素を定めている。これらには次のものが含まれる。

- ・ 苦情の申立先を含み、手続のことが学生、小中学校の生徒の親、被用者に周知されていること
- ・ 手続が、被用者、他の学生または第三者によるセクハラに適用されること
- ・ 苦情申立について、適切で、信用できる、中立の調査が可能な手続であること、証言その他の証拠を提出する機会が保障されていること
- ・ 苦情処理手続の主要な段階について、適切かつ迅速なタイムテーブルが明示されていること
- ・ 苦情処理の結果が当事者に告知されること
- ・ そして、適切と考えられる場合には、学校はセクハラの前発を防止し、被害者に対する差別的影響を是正するための措置をとることとされていること

多くの学校では、セクハラの前発もしくは救済策、またはその両者に対して不服申立をする機会を与えている。加えて、報復が公民権法第9編により禁止されているので、学校によっては、苦情を申し立てたり、またはセクハラ審査に関与したりした者に対する報復を禁止する条項を苦情処理手続に加えることを望むであろう。

学校が採用している手続は、関係者の数、学校の規模や管理構造、州または地方の法規制、および過去の経験を反映して、詳細さ、具体性、構成の点でかなりな程度異なっている。加えて、苦情の解決が時宜を得たものとなるかどうかは、調査の複雑さやセクハラの深刻さ・拡がりによって異なる。調査中、調査の進捗状況について被害学生に対して定期的に報告することは良いやり方である。

セクハラの前発処理手続は、学生がその存在、その機能、および苦情申立の方法を知らないときには、迅速または衡平な手続とはなりえない。すなわち、この手続は学生の年齢に応じた言葉で記され、容易に理解でき、かつまた広範に宣明されていることが必要である。苦情処理手続に関する文書が学校管理者に交付されている（管理または方針マニュアルに掲載されている場合も

含む。) だけでは、苦情処理手続を周知する上で効果的な方法がとられているとはいえない。なぜなら、この種の文書は学校社会のすべての構成員に広く交付され、理解されるものとはいえないのが普通だからである。多くの学校では次のような方法をとることで学生への周知が適切になされるように図っている。学校やキャンパスの様々な場所に文書を置くこと、苦情処理手続を独立した文書にして刊行すること、学校の重要文書(たとえば、学生、小中学校の生徒の親、教員およびスタッフ用のハンドブックや便覧など)に苦情処理手続の概要を掲載すること、苦情処理手続について説明できる者の氏名を明らかにしておくこと。

公民権法第9編により、学校は、同法所定の諸義務を遂行する業務をコーディネートする被用者を少なくとも一人は指名しなければならない。そして、この者の氏名および電話番号をすべての学生および被用者に周知しなければならない。指名された者がセクハラを働くおそれがあるから、複数の被用者を指名し、苦情申立を扱わせることを望む学校もあろう。このように、学校は複数の被用者を指名することはできるが、そのうちの一人に業務全体について公的な責任を負わせ、セクハラ之苦情の取扱いについて監督させ、業務に一貫した扱いと基準が保持されるようにするのが賢明である。記録の調整(たとえば、公民権法第9編に基づく上記のコーディネーターの秘密日誌に保存)により、再発する問題を解決し、多数の苦情を受ける学生や教員を特定することが可能になる場合もあろう。最後に、学校はこれら指名した被用者に対して、いかなる行為がセクハラとなるかについて適切に教育し、苦情処理手続がどのように機能するかについて説明できるようにしておく必要がある。

苦情処理手続に、当事者の同意に基づいて非公式にセクハラ之苦情を解決する仕組みを取り入れることが可能である。しかしながら、OCRの勧告(繰り返しなされている)によれば、セクハラ被害を訴えた学生に対して、学校の適切な関与(たとえば、カウンセラー、訓練を受けた調停人、適切な場合には、教員または管理者の関与など)なしに、加害者と直接に問題を解決するよう求めることは適当ではない。加えて、苦情申立者には、非公式の手続をいつでも終結し、公式の手続に移行する権利があることを伝えておかねばならない。性的暴行のようなケースでは、調停は、それが任意的になされる場合でも、適当とはいえないであろう。公民権法第9編は、同法に関する苦情に特に対象をしぼったものではない、学生懲戒手続を利用して、セクハラ之苦情を解決することも認めている。ただし、その場合には、学生懲戒手続は苦情の「迅速かつ衡平な」解決を可能とする要件を満たすものでなければならない。

学生が苦情を申し立てたセクハラが性差別行為であるとともに犯罪行為の可能性がある場合もある。警察の調査や報告書は事実認定の観点からは有益であろう。しかし、警察の調査や報告書は、あくまで犯罪調査の法的基準によるものであるから、公民権法第9編のセクハラがあったかどうかを判断する上で決定的とはならないし、迅速かつ効果的に行動するという学校の義務を免除するものではない。同様に、セクハラに関する保険会社の調査結果を利用するに当たっても注意を要する。保険会社の調査の目的は、保険契約に基づく責任があるかどうかを判断することであり、その適用基準は公民権法第9編のそれとは大きく異なるからである。また、OCRに苦情が申し立てられたからといって、申し立てられたセクハラ之苦情を処理するという学校の責任は、免除されるものではないことにも注意を要する。

X. セクハラ加害者として申し立てられた者の適正手続上の権利

公立学校の被用者は合衆国憲法に基づく適正手続上の権利を有する（合衆国憲法修正第5条、第14条参照）。合衆国憲法はまた、公立および州が援助する学校の生徒に対しても、彼らが一定の違法行為を犯したとして告発された場合に、適正手続上の権利を保障する。公民権法第9編上の権利は、苦情処理手続において、これらの適正手続上の権利と矛盾しない仕方解釈されなければならない。更に、「家族の教育権およびプライバシー法」(FERPA)は、セクハラ被告発者の適正手続上の権利を無効とするものではない。セクハラ被告発者に対して公民権法第9編上の権利を保障する手続は、同時に関係者の適正手続上の権利の尊重により、健全で支持できる判断に導くものとなろう。もちろん、適正手続上の権利の尊重のために、公民権法第9編が被告発者に付与した保護が制限されたり、不必要に手続が遅延することがないようにすべきである。なお、これは公立学校だけでなく、私立学校についてもいえることであるが、州法や学校の規則など（教員や学生用のハンドブック、および労働協約など）によって、付加的な権利または独自の権利が学生や被用者に付与されていることがあろう。学校は、こうした権利とセクハラ被告発者に対して負う法的責任をよくわきまえておくべきである。

XI. 憲法修正第1条（言論の自由）とセクハラの関係

セクハラが告発された場合、セクハラに言論や表現の問題が含まれている場合には、憲法修正第1条による保護が考慮されねばならない。言論の自由の権利は、公立学校の教室（たとえば、授業および討議など）、その他すべての教育プログラムおよび活動（たとえば、キャンパスにおける公開の集会および演説、キャンパスにおけるディベート、演劇および文化的イベント、学生新聞、雑誌その他の出版物など）に及ぶ。更に、この権利は学生および教員のスピーチにも及ぶ。

公民権法第9編は学生を性差別から保護することを企図するもので、言論内容の規制を企図するものではない。学生のある者たちが不快と感じたからといって、それだけで、その表現が、公民権法第9編違反となるわけではない。これはOCRの認めているところである。公民権法第9編違反となるためには、その表現が、学生の教育サービス等への参加・享受の能力が否定・制限されるに十分に深刻なものでなければならない。

加えて、公民権法第9編で禁止された差別を防止し、または是正するために、学生および教員の行為を規制するに当たっては（たとえば、敵対的環境をうみだすほどに十分に深刻なセクハラに対応するに当たっては）、学校は、学問の自由や言論の自由を保障するように、規則をつくり、解釈し、適用しなければならない。たとえば、学生がある性について軽蔑的な発言をすることを学校が制限すれば憲法修正第1条に反することになるが、他方、こうした意見を非難することはできるし、これと異なる意見をたたかわすよう図ることはできる。当該学生の年齢、発言の場所や機会によって、学校が憲法修正第1条に反することなく行動する仕方は異なる。セクハラのおそれある言論に対する憲法修正第1条の適用問題の例としては、以下を参照せよ。

例1：大学レベルの創作活動クラスで、教授の必読文献中に文学作品からの引用があり、そこには、女性の従属的かつ屈辱的な役割を記したシーンを含む明白な性行為の叙述があった。教授はまた、学生に自身の作品を書くように指示し、それを授業中に読み上げさせた。学生の作品の中には、女性を性的に軽蔑するテーマが含まれていた。女子学生の何人かは、学生部長に対して、

必読文献およびその後の教室での討議は女性に対して敵対的な環境をつくりだしたと抗議した。学校はどのように行動すべきか。

解答：この例における授業の進行は、これを不快に思う者がいたとしても、憲法修正第1条によって保護される。したがって、学校は公民権法第9編により、教授を懲戒することも、必読文献リストを検閲・削除することも、討議を監視することも求められるものではない。

例2：複数の男子学生が、下校の際、バスの車中でくりかえし一人の女子学生をセクハラの対象とした。彼女の身体についてあからさまな性的発言をしたり、彼女が性行為をしている様子を描いた絵を回覧したり、何回かは、バスから降りた彼女を家までつけていった行為などがそれである。女子学生および彼女の両親は校長に対して、これら男子学生の行為はバスの車内に敵対的環境をつくりだし、娘の安全が心配だと申し立てた。学校はどのように行動すべきか。

解答：特定の学生や学生グループに対する脅しは、言論を含むとしても、憲法修正第1条によって保護されるものではない。学校は、セクハラを停止させ、再発を防止するために、必要な場合は懲戒処分を含む、迅速で効果的な措置を講じる必要がある。

以上

- * 紙幅の都合で、本ガイダンスの意義などを記した「あとがき」を掲載することができなかった。現在、作成中の論文(「アメリカの学校におけるセクハラとその法的規制(仮題)」)で触れることにしたい。

[2009. 9. 28 受理]